

高原町公告第 14 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年 5 月 28 日法律第 65 号）第 19 条第 8 項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画を公告する。

令和 7 年 3 月 31 日

高原町長 高妻 経信



記

地域計画を定める地域

- (1) 霧島狭野原地区
- (2) 馬登二葉地区
- (3) 宇都地区
- (4) 狭野地区
- (5) 花堂地区
- (6) 祓川地区
- (7) 蒲牟田地区
- (8) 湯之元地区
- (9) 鹿児山地区
- (10) 広原地区
- (11) 上後川内・川平地区
- (12) 下後川内地区
- (13) 中央地区